

令和8年1月25日執行予定

綾 部 市 長 選 挙

綾部市議会議員補欠選挙

指定病院等不在者投票事務取扱要領

目 次

はじめに .....	1
選挙の概要 .....	1
特にご注意いただきたい事項 .....	2
1 不在者投票とは .....	2
2 指定病院等とは .....	2
3 指定病院等において不在者投票のできる人 .....	2
4 不在者投票管理者 .....	3
5 不在者投票管理者の主な仕事 .....	4
6 不在者投票のできる期間 .....	4
7 投票用紙及び不在者投票用封筒の請求方法 .....	4
8 投票用紙等の交付と受領 .....	11
9 不在者投票の方法 .....	14
10 不在者投票の立会人 .....	17
11 不在者投票の送り方 .....	21
12 不在者投票の記録の作成 .....	22
13 所要経費の請求 .....	22

綾部市選挙管理委員会

## はじめに

日頃は、各種選挙の不在者投票にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、綾部市長選挙（以下「市長選挙」という。）及び綾部市議会議員補欠選挙（以下「市議補欠選挙」という。）を行うこととなりました。

つきましては、皆様の事務取扱の参考としていただくため、指定病院等における不在者投票事務の取扱要領を作成しましたので、ご活用ください。

不在者投票の制度は、選挙の当日に投票所で投票するという原則の例外として設けられた制度であり、なかでも指定病院等における不在者投票は、病院の長等が不在者投票管理者となり、一連の事務の流れが施設側に委ねられている特別なものです。このため、施設側の十分な理解と適正な執行がなければ有権者等の疑惑を招くことになります。また、不在者投票事務の取扱いを原因とした争訟等の例もあるところです。

皆様方におかれましても、このことを十分にご理解いただき、貴施設に入院又は入所されている有権者が、この制度を活用して投票機会を確保できるよう、適正な不在者投票事務の執行をお願いいたします。

## 選挙の概要

		市長選挙	市議補欠選挙
告示日		令和8年1月18日（日）	
投票日		令和8年1月25日（日）	
不在者投票のできる期間			令和8年1月19日（月）から 令和8年1月24日（土）まで
投票用紙	地色	白色	水色
	文字の色	赤文字	黒文字
不在者投票用外封筒	地色	白色	白色
	文字の色	赤文字	黒文字
不在者投票用内封筒	地色	白色	白色
	文字の色	赤文字	黒文字

## **特にご注意いただきたい事項**

- 1 指定病院等の長が代理して行う投票用紙等の請求は、入院又は入所中の選挙人の依頼があったものに限られます。選挙人から指定病院等の長に対する依頼は必ず文書により行うよう指導してください。（様式任意：8頁）
- 2 投票用紙等の交付を受けた選挙人が、投票する前に退院又は退所する場合は、直ちに投票用紙等を綾部市選挙管理委員会へ返還してください。
- 3 投票は、必ず市長選挙、市議補欠選挙ごとに投票用紙を必ずそれぞれの内封筒に入れて封をしてから、その内封筒をそれぞれの外封筒に入れて封をし、その外封筒の表面に黒色鉛筆で署名するよう選挙人に対して指導してください。
- 4 **不在者投票管理者が、その業務上の地位を利用して、不在者投票に関して選挙運動をすることは禁じられています。（法第135条第2項）**
- 5 **不在者投票管理者、立会人及び代理投票の際に選挙人を補助し投票の記載をする者については、一般の投票における場合と同様に、買収及び利害誘導罪、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票干渉罪、詐偽投票及び投票偽造・増減罪、代理投票における記載義務違反、立会人の義務を怠る罪等の罰則の適用がありますので、こうした罰則にふれることのないよう十分注意してください。（法第255条）**

### **1 不在者投票とは**

不在者投票の制度は、公職選挙法で定められた一定の事由によって、選挙人が投票日の前日までに投票できるように設けられた制度です。具体的には、出張や旅行などで選挙人名簿に登録されている市区町村以外の市区町村に滞在している選挙人が、滞在先の市区町村選挙管理委員会で投票をする場合や指定病院等に入院又は入所中の選挙人が、その施設内で投票する場合などがあります。

### **2 指定病院等とは**

指定病院等とは、都道府県の選挙管理委員会が不在者投票を行うことができる施設として指定した**病院、介護老人保健施設、介護医療院、老人ホーム**（老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム）、**原子爆弾被爆者養護ホーム、身体障害者支援施設**（専ら身体障害者を入所させる障害者支援施設及び福祉ホーム）及び**保護施設**（救護施設及び更生施設）をいいます。

そのほか、**国立保養所、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所**が不在者投票ができる施設として規定されています。

### **3 指定病院等において不在者投票のできる人**

指定病院等で不在者投票のできる人は、次の全ての条件を満たしていなければなりません。

- (1) 不在者投票をしようとする選挙の選挙権を有していること。

- (2) 選挙人名簿に登録されていること。
- (3) 指定病院等に入院又は入所中であること。
- (4) 選挙の当日、次のア又はイのいずれか1つに該当すると見込まれること。
  - ア 歩行が困難ではない場合で、①入院又は入所している指定病院等が、自分の属する投票区の区域外にあること若しくは②他の不在者投票事由があること。
  - ◎ 綾部市内であっても、投票区の区域外にある場合は、不在者投票ができます。
  - イ 疾病、負傷等のため歩行が困難であること。
  - ◎ この場合は、入院又は入所している指定病院等が自分の登録されている選挙人名簿の属する投票区の区域内であっても、不在者投票ができます。

- ・ **付添人や病院等の勤務者と不在者投票**

指定病院等で不在者投票のできる人は、入院又は入所している人に限られていますので、付添人や病院等の勤務者は、その病院等においては不在者投票をすることはできません。

- ・ **分院での不在者投票**

指定を受けた病院に分院が設けられている場合で、その分院自体が指定を受けていないときは、たとえ本院の院長の管理のもとであっても、分院では不在者投票をすることはできません。

- ・ **歩行が困難でない入院患者と不在者投票**

選挙の当日、歩行が困難と見込まれない入院患者は、入院中の指定病院がその入院患者の登録されている選挙人名簿の属する投票区の区域内にあるときは、他の不在者投票事由がない限りその病院等で不在者投票をすることはできません。

## 4 不在者投票管理者

不在者投票管理者とは、**指定病院等における不在者投票事務全般を管理し、執行する人**のことです、不在者投票が選挙人の自由な意思で公正に行われるよう設けられているものです。

その役割は、不在者投票の場所において、①不在者投票に関する手続の全てについて最終的な決定を行い、②不在者投票事務に従事する人を指揮監督することです。

指定病院等においては、原則として、その指定病院等の長が不在者投票管理者となることになっていますが、例外として次のような場合がありますので、不在者投票管理者の職務を代理すべき人をあらかじめ選任しておいてください。

- (1) 指定病院等の長が候補者となった場合

指定病院等の長が候補者となった場合には、病院、介護老人保健施設、介護医療院、老人ホーム、身体障害者支援施設や保護施設では、長の職務を代理すべき人が、不在者投票管理者となることになっています。

- (2) 指定病院等の長が外国人である場合

- (1) の場合と同様に規定されています。
- (3) 指定病院等の長に事故があつたり、欠けていたりする場合
- (1) の場合と同様に規定されています。

## 5 不在者投票管理者の主な仕事

- 不在者投票管理者には、主に次のような事務を行っていただくことになっています。
- (1) 入院又は入所中の選挙人の依頼により、その選挙人に代わって綾部市選挙管理委員会委員長に投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求すること。
- (2) 交付を受けた投票用紙及び不在者投票用封筒を選挙人に渡し、(4) の立会人の立会いのもとで不在者投票を行わせること。
- (3) 投票用紙及び不在者投票用封筒を点検すること。
- (4) 選挙権を有する立会人を選び、不在者投票に立ち会わせること。
- (5) 不在者投票記載場所の設備をすること。
- (6) 代理投票の申請を受け、その許否を決定すること。
- (7) 投票の終わった不在者投票を綾部市選挙管理委員会委員長に送致すること。

これらの事務は、必ずしも不在者投票管理者が直接行わなければならないものではなく、不在者投票管理者の管理のもとであれば、補助職員の方にその事務を行わせても差し支えありません。

## 6 不在者投票のできる期間

指定病院等での不在者投票は、**選挙期日の告示日の翌日（1月19日（月）（府議補選は1月17日（土））から投票日の前日（1月24日（土））までの期間中に完了しなければなりません。**

**なお、その期間中は、毎日午前8時30分から午後5時までの間に不在者投票を行うことができます。**

指定病院等での不在者投票は、投票日の前日までに不在者投票管理者のもとで行うこととされていますが、投票を終えた投票用紙等は、綾部市選挙管理委員会委員長を経て、投票所の閉鎖時刻までに選挙人の属する投票区の投票管理者に届いていなければなりませんので、その間の時間的余裕を考慮してなるべく早く投票してもらうよう指導してください。

特に郵便法等の改正により、令和3年10月以降普通扱いとする郵便物については、翌日配達が廃止されるとともに、土曜日配達も休止となる等その取扱いが変更されていますので、**選挙期日4日前までの早期差出しをお願いします。**

また、あらかじめ不在者投票を行う日を定めて投票してもらうことは差し支えありませんが、その日時を事前に選挙人に十分周知してください。

## 7 投票用紙及び不在者投票用封筒の請求方法

投票用紙及び不在者投票用封筒を請求する方法には、**(1) 本人請求の方法**（入院又は入所中の選挙人が自ら請求する場合）と、**(2) 代理請求の方法**（指定病院等の長又はその代理人が代わって請求する場合）の2通りがあります。

### (1) 本人請求の方法

ア 請求者は、不在者投票を行う選挙人本人に限られます。

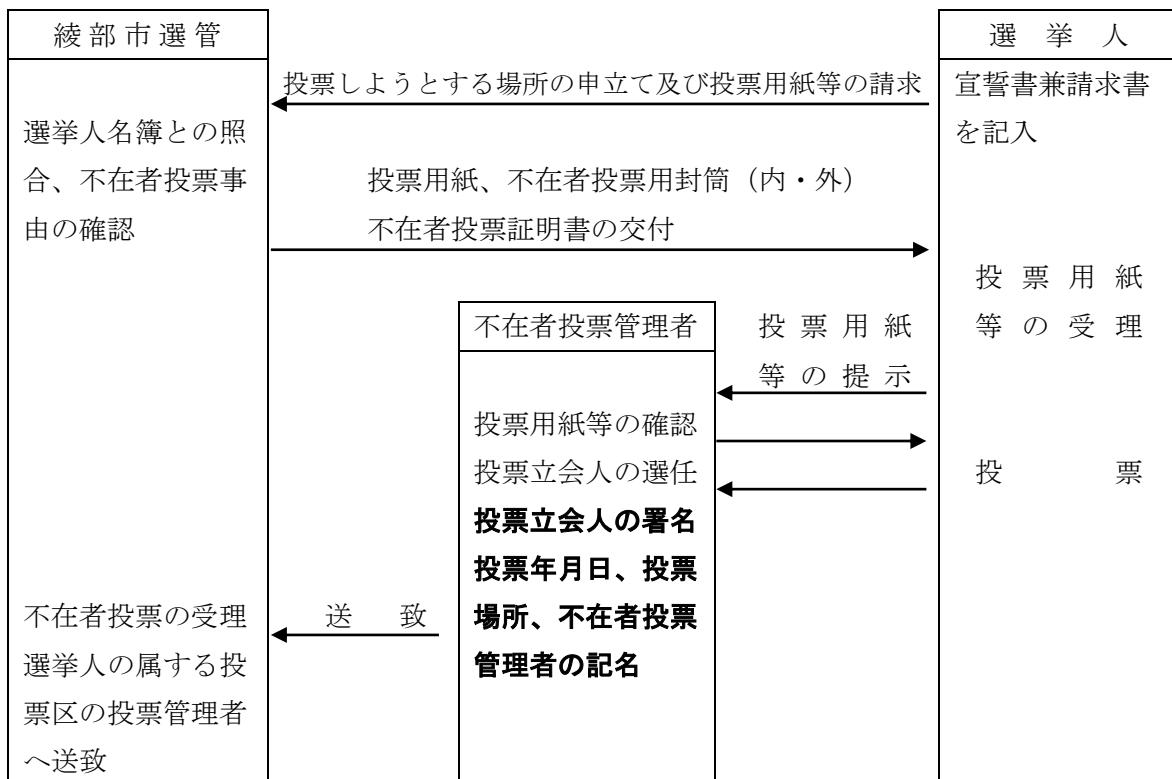
イ 請求先は、綾部市選挙管理委員会委員長です。

ウ 請求の方法は、**指定病院等で投票する場合は、投票用紙等を請求する際にその旨を申し立てることが必要です。**

投票用紙等の請求は、直接でも、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律に基づく信書便（以下「郵便等」という。）でも差し支えありませんが、必ず「不在者投票宣誓書兼請求書」を提出してください。（様式：6頁）

なお、**郵便等で請求する場合、投票用紙等の交付請求書が在中する旨を当該封筒に明記してください。投票日間際に差し出されると間に合わない場合もありますので、できる限り早く差し出してもらうよう指導してください。特に郵便法等の改正により、令和3年10月以降普通扱いとする郵便物については、翌日配達が廃止されるとともに、土曜日配達も休止となる等その取扱いが変更されていますので、選挙期日4日前までの早期差出しをお願いします。**

エ 点字投票の申請は、選挙人が請求の際に申し立てることになっています。



【本人請求の様式】

## 不在者投票宣誓書兼請求書

私は、令和8年1月25日執行の  京都府議会議員補欠選挙  
 綾部市長選挙  綾部市議会議員補欠選挙 の当日、下記のいずれかの

不在者投票の事由に該当する見込みです。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 住所移転のため、本市町村以外に居住  引き続き京都府内に住所を有することの確認を申請します。 (※府議補選のみ)
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は真実であることを誓い、併せて投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

令和8年 月 日

綾部市選挙管理委員会委員長 様

氏名		生年月日	大・昭・平 西暦	年 月 日 生
現住所*	(郵便番号) (電話番号)			
選挙人名簿に記載されている住所 (上記と異なる場合のみ記載)				

\*この欄に記載された住所に投票用紙等を送付しますので、現にお住まい又は滞在先の住所を正確に記載してください。

※ [ ] 内の選挙のうち、投票用紙等を請求しないものがあれば、二重線で抹消してください。

※ (これより下の欄は記入しないでください。)

不在者投票証明書交付			有・無		投票区
請求	月 日	本・代・郵	府議・市長・市議	投票場所	受付番号
交付	月 日	本・代・郵	府議・市長・市議	自選管 他選管 その他	ページ
投票	月 日	点字・代理・仮	府議・市長・市議		番号
	立会人氏名				性別
受理(返還)	月 日	直・郵	府議・市長・市議		整理番号
送致	月 日	( )			
備考					

## (2) 代理請求の方法

ア 請求者は、指定病院等で不在者投票のできる選挙人から依頼を受けた指定病院等の長又はその代理人に限られます。

イ 請求先は、綾部市選挙管理委員会委員長です。

ウ 投票用紙等の請求の方法は、直接でも郵便等でも差し支えありませんが、必ず所定の請求書により行ってください。（様式：9、10頁）

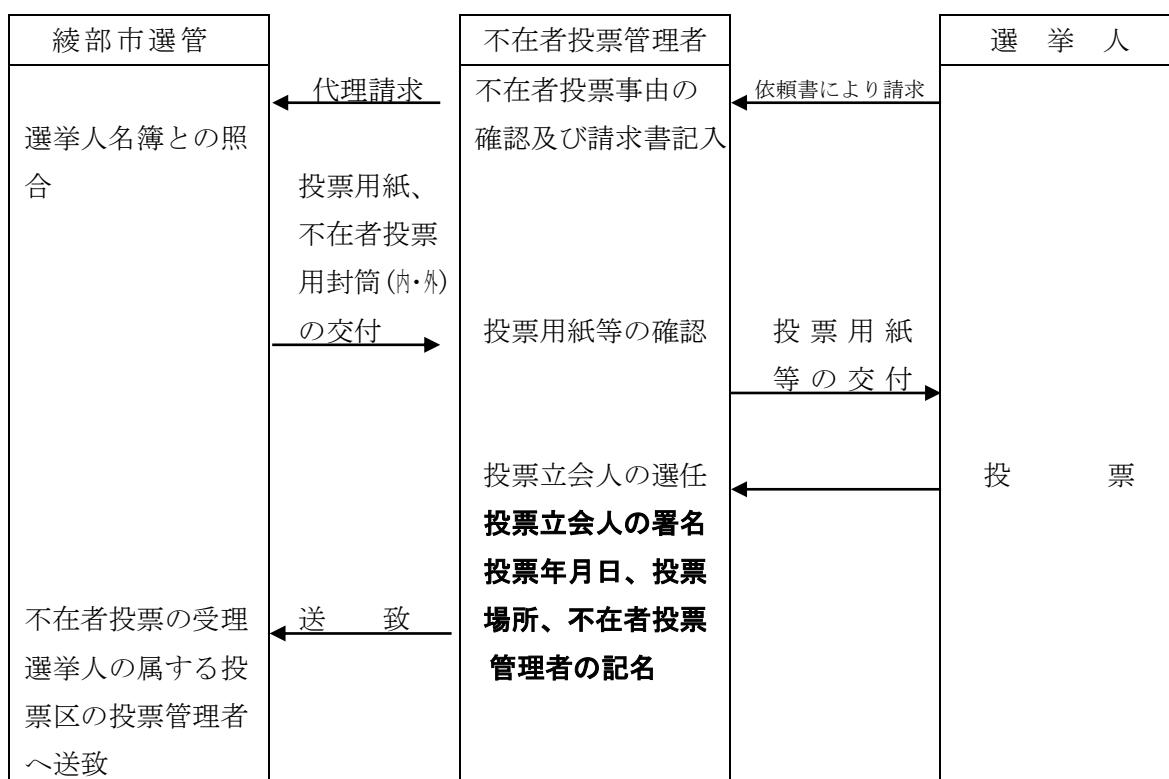
なお、郵便等で行う場合、投票用紙等の交付請求書が在中する旨を当該封筒に明記してください。

投票日間際に差し出されると間に合わない場合もありますので、できる限り早く差し出してください。特に郵便法等の改正により、令和3年10月以降普通扱いとする郵便物については、翌日配達が廃止されるとともに、土曜日配達も休止となる等その取扱いが変更されていますので、選挙期日4日前までの早期差出しをお願いします。

代理請求の場合は、請求書の控えと依頼書（様式任意：8頁）を必ず保存してください。

また、選挙人からの依頼は、口頭でも文書でもよいとされていますが、不在者投票の依頼が有効に行われたかどうかについて争いがあったときの立証資料となりますので、選挙人からの依頼は必ず依頼書により行うよう指導してください。

エ 点字投票の申請があった場合は、請求書備考欄に「点字」と記載してください。



【代理請求の場合の依頼書の記載例】

## 依 頼 書

私は、令和8年1月25日執行の  
京都府議会議員補欠選挙  
綾部市長選挙  
綾部市議会議員補欠選挙

の不在者投票を当院（所）において行いたいので、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求してくださるよう依頼します。

令和8年1月　　日

不在者投票指定施設の長様

住 所 (選挙人名簿に記載 されている住所)	綾部市○○町○○番地
氏 名	綾 部 太 郎
生年月日	大正 昭和 平成 ○○年 ○○月 ○○日

室名等	<input type="checkbox"/> 棟 <input type="checkbox"/> 階 <input type="checkbox"/> 号室
-----	---

備考 [ ] 内の選挙のうち、投票用紙等を請求しないものがあれば、二重線で抹消してください。

【代理請求の場合の請求書記載例】

# 請　求　書

令和8年1月 ○日

綾部市選挙管理委員会委員長 様

施設の所在地 京都府綾部市○○町○○番地  
施設の名称 医療法人○○会○○病院  
職・氏名 院長 ○ ○ ○ ○

別紙の選挙人は、令和8年1月25日執行の  
京都府議会議員補欠選挙  
綾部市長選挙  
綾部市議会議員補欠選挙

の当日、当病院（老人ホーム、身体障害者支援施設、保護施設等）にあるため、当施設において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項（第51条第2項において準用する第50条第4項）の規定による依頼だったので、別紙の選挙人に代わって、投票用紙（船員の不在者投票用紙）及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

請求人數	1人
不在者投票予定日時	1月 ○日 ○ 時から

連絡先	担当者 所属 庶務課 氏名 ○ ○ ○ ○ 電話番号 (0773) ○○-○○○○
-----	---

※押印は不要です。

【代理請求の場合の請求書内訳記載例】

(別紙)							1枚のうち1枚目		
番号	選挙人名簿に記載されている住所	フリガナ	性別	生年月日	請求	名簿番号		備考	
		氏名				投 頁	番		
1	綾部市〇〇町〇〇番地	アヤベ タロウ 綾部 太郎	男・女	大昭平 〇・〇・〇	府議補欠選挙 市長選挙 市議補欠選挙				
2			男・女	大昭平	府議補欠選挙 市長選挙 市議補欠選挙				
3			男・女	大昭平	府議補欠選挙 市長選挙 市議補欠選挙				
4			男・女	大昭平	府議補欠選挙 市長選挙 市議補欠選挙				
5			男・女	大昭平	府議補欠選挙 市長選挙 市議補欠選挙				
6			男・女	大昭平	府議補欠選挙 市長選挙 市議補欠選挙				
7			男・女	大昭平	府議補欠選挙 市長選挙 市議補欠選挙				
8			男・女	大昭平	府議補欠選挙 市長選挙 市議補欠選挙				
9			男・女	大昭平	府議補欠選挙 市長選挙 市議補欠選挙				
10			男・女	大昭平	府議補欠選挙 市長選挙 市議補欠選挙				

(注) 1 太枠内のみ記載してください。

2 請求欄の選挙等のうち、投票用紙等を請求しないものがあれば二重線で抹消してください。

3 選挙人から点字によって投票する旨の申立てがあった場合は、備考欄に「点字」と記載してください。

4 氏名には必ず「フリガナ」を付してください。

## 8 投票用紙等の交付と受領

投票用紙等の請求を受けた綾部市選挙管理委員会委員長は、請求のあった者が選挙人名簿に登録されているかどうか、請求書の記載事項に不十分なところはないか等を確かめた上で、次のものを交付します。

### (1) 本人請求の場合（参考：12頁、13頁）

ア 投票用紙（点字投票の申立てをした方の投票用紙には「点字投票」である旨の表示がなされています。）

イ 不在者投票用封筒（内封筒及び外封筒）

ウ 不在者投票証明書の入っている封筒

不在者投票証明書は、投票用紙等の交付を受けた選挙人が、不在者投票をする際に、不在者投票管理者に提出しなければなりませんが、これを入れた封筒は、**不在者投票管理者でないと開封することができません。**

したがって、選挙人や不在者投票管理者以外の人が誤って開封したときは、**この証明書は無効となり、不在者投票をすることができません**ので、特に注意してください。

### (2) 代理請求の場合（参考：12頁、13頁）

ア 投票用紙（点字投票の申立てをした方の投票用紙には「点字投票」である旨の表示がなされています。）

イ 不在者投票用封筒（内封筒及び外封筒）

使者による請求の場合、綾部市選挙管理委員会の委員長は、投票用紙等を郵便等により送付することを原則としていますが、投票日までにあまり日数がない場合には、例外的に、使者が指定病院等の方と確認できれば直接交付することもあります。この場合、身分を証明する書面の提示を求めることができますので、ご承知ください。

- ・ 不在者投票のできる期間が短い（6日間（府議補選は8日間））ので、入院又は入所中の方の選挙権が有効に行使されるよう特にご配慮ください。
- ・ 原則として、投票用紙等は、選挙期日の告示の日前でも請求できますが、綾部市選挙管理委員会委員長は、審査の上、その告示の日の翌日（郵送等をもって発送するときは、選挙管理委員会の定める日）以降に交付（発送）します。
- ・ 指定病院等の長又はその代理人が、直接選挙管理委員会の委員長から投票用紙等の交付を受ける場合は、帰る途中で紛失等の事故がないよう特に注意してください。
- ・ 指定病院等の長等が、綾部市選挙管理委員会委員長から投票用紙等の交（送）付を受けたときは、投票用紙等の収受簿を作成して、その収受を明らかにしておいてください。
- ・ 投票は、不在者投票管理者のもとで行われなければならないので、選挙人が投票用紙にあらかじめ候補者の氏名等を記載することのないよう注意してください。
- ・ 投票用紙等を選挙人に渡す際、選挙人の署名又は受領印を必ず徵してください。

【投票用紙（表）の様式】

市長選挙（白色・赤字）

<p>こうほしゅめい 候補者氏名</p> <p>(注 意)</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <p>綾部市長選挙投票</p> <p>議會之印 綾部市選挙管理委員会</p>
--

市議会議員補欠選挙（水色・黒字）

<p>こうほしゅめい 候補者氏名</p> <p>(注 意)</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <p>綾部市議会議員補欠選挙投票</p> <p>議會之印 綾部市選挙管理委員会</p>
---

【不在者投票用外封筒（表）の様式】

市長選挙（白色・赤字）

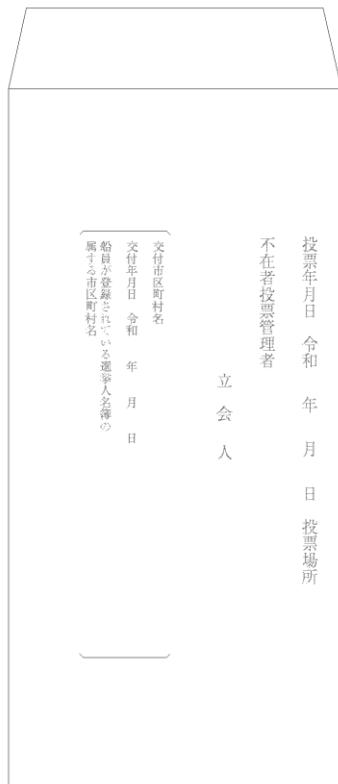
<p>令和8年1月25日執行 綾部市長選挙 不 在 者 投 票</p> <p>(外封筒)</p> <p>議會之印 綾部市選挙管理委員会</p> <p>投票者</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>投票区</td><td></td></tr> <tr><td>受付号</td><td></td></tr> <tr><td>ページ</td><td></td></tr> <tr><td>番号</td><td></td></tr> <tr><td>性別</td><td>男・女</td></tr> <tr><td>法8020</td><td>1・2・3・6</td></tr> <tr><td colspan="2"></td></tr> <tr><td colspan="2"></td></tr> </table> <p>注意 書いてください。 投票者欄の氏名は必ず自分で 書いてください。 ( 注意 投票者欄の氏名は必ず自分で 書いてください。 注章 代理記載投票の場合は限り してくください。 代理記載投票人の氏名を( )内に記載</p>	投票区		受付号		ページ		番号		性別	男・女	法8020	1・2・3・6				
投票区																
受付号																
ページ																
番号																
性別	男・女															
法8020	1・2・3・6															

市議会議員補欠選挙（白色・黒字）

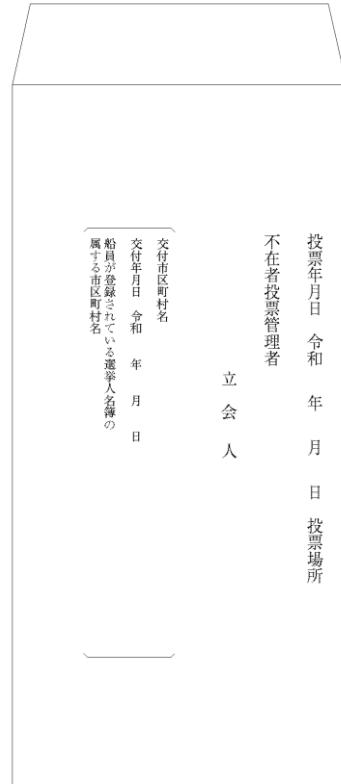
<p>令和8年1月25日執行 綾部市議会議員補欠選挙 不 在 者 投 票</p> <p>(外封筒)</p> <p>議會之印 綾部市選挙管理委員会</p> <p>投票者</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>投票区</td><td></td></tr> <tr><td>受付号</td><td></td></tr> <tr><td>ページ</td><td></td></tr> <tr><td>番号</td><td></td></tr> <tr><td>性別</td><td>男・女</td></tr> <tr><td>法8020</td><td>1・2・3・6</td></tr> <tr><td colspan="2"></td></tr> <tr><td colspan="2"></td></tr> </table> <p>注意 書いてください。 投票者欄の氏名は必ず自分で 書いてください。 ( 注意 投票者欄の氏名は必ず自分で 書いてください。 注章 代理記載投票の場合は限り してくください。 代理記載投票人の氏名を( )内に記載</p>	投票区		受付号		ページ		番号		性別	男・女	法8020	1・2・3・6				
投票区																
受付号																
ページ																
番号																
性別	男・女															
法8020	1・2・3・6															

**【不在者投票用外封筒（裏）の様式】**

**市長選挙（白色・赤字）**

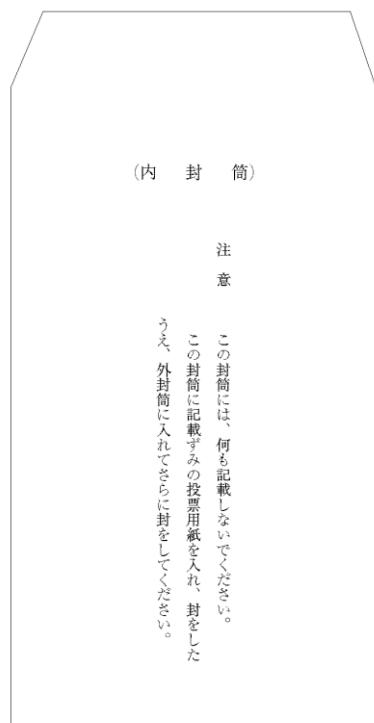


**市議会議員補欠選挙（白色・黒字）**

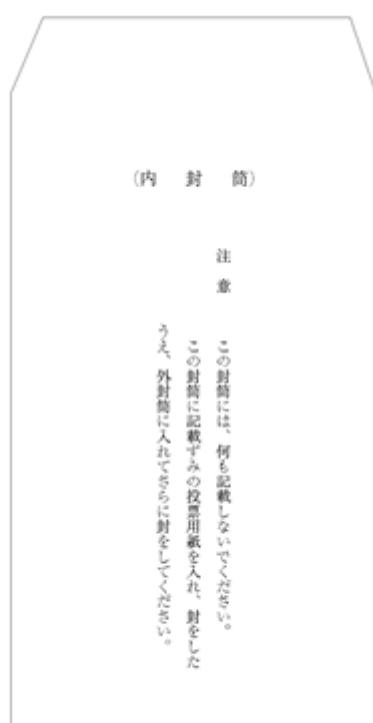


**【不在者投票用内封筒（表）の様式】**

**市長選挙（白色・赤字）**



**市議会議員補欠選挙（白色・黒字）**



## 9 不在者投票の方法

### (1) 投票のための設備

不在者投票管理者は、不在者投票を記載する場所を設けなければなりませんが、次の点に注意してください。

ア 投票記載場所には机等を置き、机上には黒色鉛筆を備えるほか、点字投票の必要があるときは点字器を備えてください。

イ 投票記載場所は、投票の秘密を守るために、十分な面積を確保し、選挙人の投票が他人から見えないような設備としてください。

ウ 投票記載場所に候補者の氏名等が記載してある文書が掲示してあるときは、事前にとりはずしてください。

#### ベッドの上で投票できるか

原則としてベッドの上で不在者投票をすることはできませんが、重病人等歩行困難な選挙人については、不在者投票管理者の管理のもとで立会人の立会いがある場合に限り、ベッドの上で投票することも差し支えありません。この場合も、投票の秘密の保持に十分注意するとともに、室内に候補者の氏名等が記載してある文書は掲示しないよう特に注意してください。

### (2) 不在者投票の前にしなければならないこと

#### ア 選挙人の確認

不在者投票管理者は、まず**投票しようとする者が選挙人であるかどうかを確認し、かつ、投票するかどうかの積極的意志を確認**してください。

#### イ 投票用紙等の点検

選挙人に投票用紙及び不在者投票用封筒（内封筒及び外封筒）を提示してもらい、正規のものであるか点検してください。

本人請求の場合は、不在者投票証明書も併せて提示してもらい、その封筒が開封されていないかどうかを点検してください。もし、**不在者投票証明書の封筒が開封されているときは、それがどんな理由による場合であっても、投票をさせないでください。**

なお、不在者投票証明書の「投票をしようとする病院、老人ホームその他の施設の名称」欄に記載された名称が、不在者投票をする指定病院等の名称と一致しない場合は、選挙人にその理由を聞き、正当な理由があるときは、投票してもらうことができます。

**次のような場合は、特に誤りのないよう注意してください。**

#### 投票用紙に候補者の氏名等が記載してある場合

投票用紙に候補者の氏名等が記載してある場合は、不在者投票管理者は、原則として、選挙人に投票用紙等を返還し、綾部市選挙管理委員会委員長に、その投票用紙と引換えに再交付の請求をさせてください。

### (3) 投票の手続

投票の手続には、ア自書による方法（点字による投票を含みます。）、イ代理投票による方法（選挙人が身体の故障等で自書することができない場合に限られます。）の2通りがあります。

#### ア 自書による方法

選挙人に、投票記載場所で、投票用紙に候補者1人の氏名を自書してもらい、次いで、これを不在者投票用内封筒に入れて封をしてもらった後、更に外封筒に入れて封をしてもらい、その外封筒の表面の「投票者」と書いてある下の枠の中に署名（**選挙人の氏名を選挙人が自書すること。**）してから提出してもらってください。

- ・ **外封筒の署名を忘れたり、指定病院等の長や職員が選挙人の氏名を記載したりすることが絶対ないようにしてください。**
- ・ 点字投票の場合の外封筒の表面の署名は、投票用紙を不在者投票用封筒に入る前に点字で打ってもらうようにしてください。
- ・ 外封筒の署名の下への押印及び不在者投票用紙封筒を印をもって封かんする必要はありません。

#### イ 代理投票による方法

代理投票のできる選挙人とは、心身の故障その他の事由により自ら候補者の氏名等を書くことができない選挙人に限られています。したがって、誰でもできるというものではなく、不在者投票管理者が、代理投票をさせるべき事由があると認めた場合にのみ、行わせることができます。必ず1人1人について代理投票の事由があるかどうかを判断し決定してください。

なお、この場合、選挙人から不在者投票管理者に申請することが必要ですので、注意してください。

代理投票のできる選挙人から、代理投票をしたい旨の申請があった場合は、不在者投票管理者は、不在者投票の立会人の意見を聴いて、投票記載場所の事務に従事する者のうちからその選挙人の投票の記載を補助すべき者2人（不在者投票管理者又は立会人が兼ねることはできません。また、家族・知人等もなれません。）をそれらの者の承諾を得て定め、そのうちの1人に投票記載場所において選挙人に代わって、投票用紙にその選挙人の指示する候補者の氏名を記載させ、他の1人をこれに立ち会わせてください。この時、投票の秘密を保持するよう十分注意してください。

**選挙人の家族や付添人等は、やむを得ない事情がある者として投票管理者が認めた場合には、投票所に入ることはできますが、代理投票において選挙人の投票を補助すべき者となることはできないため、投票の記載をする場所において選挙人本人の意思確認等を行う投票手続には関与することはできません。**

この記載を終えた補助者は、他の1人の立会いのもとで、その内容を選挙人に確認させた上（字が読めない人等については読みきかせる方法をとってください。）、不在者投票用内封筒に入れて封をした後、更に外封筒に入れて封をし、その外封筒の投票者氏名欄に「当該選挙人の氏名」を記載し、直ちに提出してください。

代理投票は、本人投票の原則の例外であるため、その補助者は、いやしくも選挙人や立会人等から疑惑をもたれないよう十分注意してください。

補助者が選挙人に候補者の氏名を聞くときは、特に慎重を要します。どの候補者に投票するのか、選挙人に明確に言わせるようにしてください。誘導尋問と疑われるような言い方は絶対にしないでください。

もし、選挙人が、候補者の氏名を書いた紙片（名刺）等を持って来たときは、補助者は黙って紙片にある氏名を書くようなことをせず、必ず選挙人に、これでいいかどうか確かめてから書くようにしてください。

#### ウ 代理投票の仮投票

不在者投票管理者が、代理投票の申請があった選挙人に代理投票をさせる事由がないと認めたときは、立会人の意見を聴いて代理投票の申請を拒否することができます。

しかし、この拒否の決定を受けた選挙人がその決定に不服がある場合や、代理投票をさせることについて立会人に異議がある場合には、その選挙人に仮に投票させなければならぬことになっています。このことを「**代理投票の仮投票**」といいます。

この場合は、次の記載例のように代理投票の際、投票用紙に候補者の氏名を記載した補助者（代理記載人）の氏名を不在者投票用外封筒の表面に選挙人（投票者）の氏名とともに記載させた上で、提出させてください。

**不在者投票管理者は、代理投票の仮投票があった場合は、その仮投票になった事由書を作成の上、不在者投票送致用の封筒に同封してください。**

### 【外封筒記載例】（代理投票の仮投票）

<p>※代理投票の仮投票の場合に限り、代理記載人に氏名を記載させてください。 通常の代理投票の場合は（ ）内の記載は不要です。</p>	<p>令和8年1月25日執行 綾部市長選挙 <b>不 在 者 投 票</b></p> <p>(外 封 筒)</p> <p><b>選挙委員会印</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">投票者</th> <th style="text-align: center;">投票区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><b>綾部太郎</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(代理記載人氏名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">注意 投票者欄の氏名は必ず自分で 書いてください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(代理記載人氏名) 注意 代理投票の仮投票の場合に限り 代理記載人の氏名を（ ）内に記載 してください。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">投票付番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ページ</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">性別</td> <td>男・女</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法48の2①</td> <td>1・2・3・6</td> </tr> </tbody> </table>	投票者	投票区	<b>綾部太郎</b>		(代理記載人氏名)		注意 投票者欄の氏名は必ず自分で 書いてください。		(代理記載人氏名) 注意 代理投票の仮投票の場合に限り 代理記載人の氏名を（ ）内に記載 してください。		投票付番号		ページ		番号		性別	男・女	法48の2①	1・2・3・6
投票者	投票区																				
<b>綾部太郎</b>																					
(代理記載人氏名)																					
注意 投票者欄の氏名は必ず自分で 書いてください。																					
(代理記載人氏名) 注意 代理投票の仮投票の場合に限り 代理記載人の氏名を（ ）内に記載 してください。																					
投票付番号																					
ページ																					
番号																					
性別	男・女																				
法48の2①	1・2・3・6																				

### 10 不在者投票の立会人

不在者投票を行う場合は、選挙人の自由な意思の表明を容易にし、かつ、不在者投票事務が公正に行われるよう監視する役目を持つ立会人を次の方法で選んで、不在者投票事務に立ち会わせてください。立会人が立ち会わない不在者投票は無効として取り扱われますので、特に注意してください。

- (1) 立会人は、不在者投票管理者が選任します。
- (2) 立会人の資格は、選挙権を有する者、すなわち満18歳以上の日本国民であれば、綾部市の選挙人名簿に登録されている必要があります。**選挙権の有無は必ず確認してから選任してください。**

ただし、次に該当する者は選挙権を有しないため立会人にはなれません。

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者
- ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
- ③ 公職にある間に犯した収賄罪等により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者
- ④ 選挙等に関する犯罪により拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者

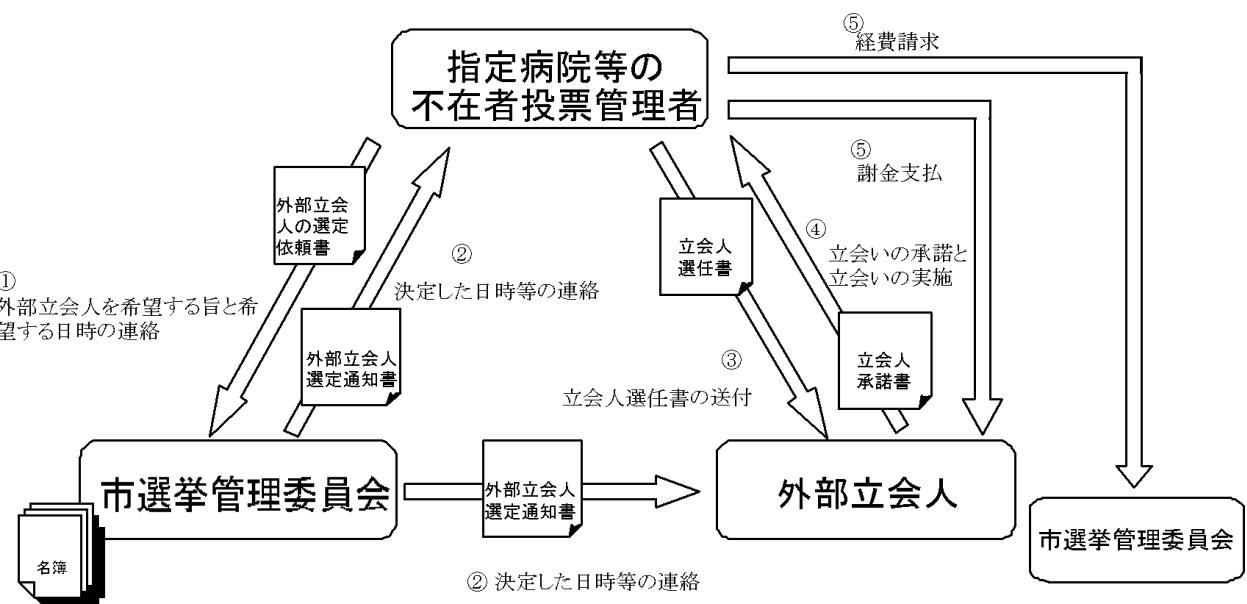
⑤ 公職選挙法又は政治資金規正法に定める選挙等に関する犯罪により選挙権及び被選挙権を停止された者

(3) 立会人の人数には制限はなく、最低1人は選んでください。

(4) 指定病院等の不在者投票管理者は、綾部市選挙管理委員会が選定した外部立会人を投票に立ち会わせることや、その他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないとされています。

外部立会人の選任を検討される場合は、次の図を参照の上、綾部市選挙管理委員会に依頼してください。

なお、人員、時間等の都合によりご希望に沿えないこともありますのでご了承ください。



(5) 外部立会人に係る事務の流れは以下のとおりです。

- ① 外部立会人の選定依頼書（様式任意：19頁）によって、外部立会人を希望する旨と希望する日時を、綾部市選挙管理委員会に申し出てください。
- ② 綾部市選挙管理委員会は、あらかじめ作成している外部立会人候補者名簿等の中から、外部立会人を選定し、指定病院等の不在者投票管理者及び外部立会人に外部立会人選定通知書を送付します。
- ③ ②の通知を受けた指定病院等の不在者投票管理者は、立会人選任書（様式任意：20頁）に立会人承諾書（様式任意：20頁）を添付の上、外部立会人に送付してください。（併せて、外部立会人に対して、立会日には選任書と印鑑を持参するようお伝えください。）
- ④ 外部立会人は、指定病院等の不在者投票管理者に立会人承諾書を送付した上で、指定病院等において立会いを実施します。
- ⑤ 指定病院等から外部立会人（綾部市選挙管理委員会の職員を除く。）に対して、実際に從事した時間に応じて謝金を支払い、領収書を徴してください。その後、綾部市選

選管委員会に謝金を含め不在者投票に係る経費の請求をします。（綾部市選管委員会が選定した外部立会人以外の立会人については、経費の請求ができません。）

名簿に掲載されていない者であっても、選管委員会が公平・中立の観点等から外部立会人としてふさわしいと認める者については、外部立会人として選定することも可能です。

なお、指定病院等の不在者投票管理者から、選管委員会の職員を外部立会人とした旨の申出があった場合には、選管の管理執行に支障のない範囲で必要な便宜を図ります。

### （外部立会人選定依頼書）

（外部立会人選定依頼書）

令和8年〇月〇日

綾部市選管委員会 あて

医療法人〇〇会〇〇病院  
院長 ○ ○ ○ ○

#### 外部立会人の選定について（依頼）

当方においては、下記のとおり、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第1項の規定に基づき、不在者投票を行う予定です。については、同条第10項の規定に基づく立会人の選定をお願いいたします。

記

日 時：令和8年〇月〇日（〇）〇時〇分から〇時〇分まで

場 所：京都府綾部市〇〇〇〇〇〇〇〇

施設名：医療法人〇〇会〇〇病院

**(立会人選任書)**

(立会人選任書)

令和8年〇月〇日

立 会 人 選 任 書

○ ○ ○ ○ 様

医療法人〇〇会〇〇病院

院長 ○ ○ ○ ○ 

あなたを、下記のとおり、令和8年1月25日執行の京都府議会議員補欠選挙、綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙について、指定病院等における不在者投票の立会人に選任します。

なお、当日は、立会開始時刻の〇〇分前までに〇〇〇〇に、おいでください。

記

日 時：令和8年〇月〇日（〇）〇時〇分から〇時〇分まで

場 所：京都府綾部市〇〇〇〇〇〇〇〇

医療法人〇〇会〇〇病院内 会議室

その他：立会当日は謝金をお支払いいたしますので、本選任書と印鑑をご持参ください。

**(立会人承諾書)**

(立会人承諾書)

令和8年〇月〇日

立 会 人 承 諾 書

医療法人〇〇会〇〇病院

院長 ○ ○ ○ ○ 様

(住 所) 京都府綾部市〇〇町〇〇番地

(電 話 番 号) 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

(氏名(自署)) 〇〇〇〇 (署名又は記名押印)

下記のとおり、令和8年1月25日執行の京都府議会議員補欠選挙、綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙について、指定病院等における不在者投票の立会人となるべきことを承諾します。

記

日 時：令和8年〇月〇日（〇）〇時〇分から〇時〇分まで

場 所：京都府綾部市〇〇〇〇〇〇〇

医療法人〇〇会〇〇病院内 会議室

11 不在者投票の送り方

選挙人又は代理記載人から投票用紙等の提出を受けた場合は、次の手続で送致又は郵便等により送付してください。

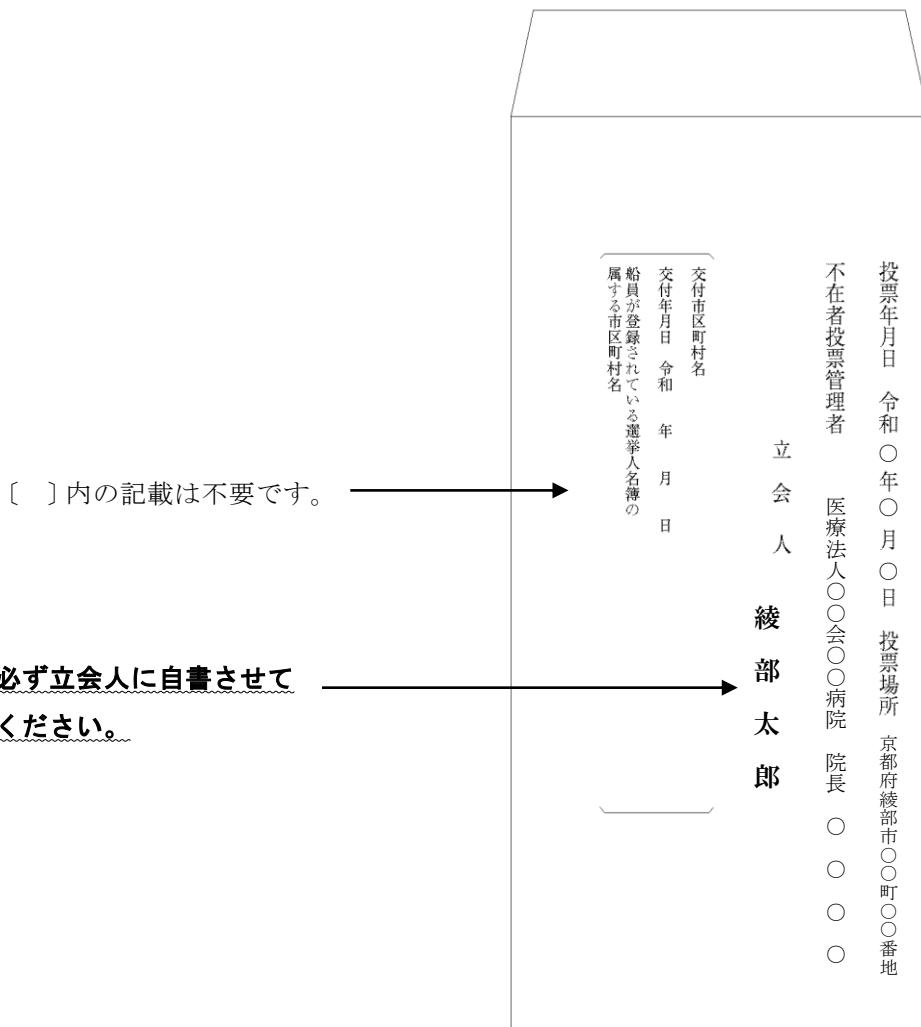
- (1) 不在者投票管理者は、不在者投票用外封筒の裏面に、投票年月日、投票場所を記載し、更に自己の職名及び氏名を記載（ゴム印でも差し支えありません。）してください。（参考：21頁）

次に、立会人が外封筒に署名してください。この署名は、必ず自書してください。

- (2) 不在者投票管理者は、不在者投票用封筒を不在者投票証明書（本人請求の場合のみ）とともに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に必ず「**不在者投票在中**」と明記して、裏面に記名押印し、綾部市選挙管理委員会委員長に送致又は郵便等により送付してください。（参考：22頁）

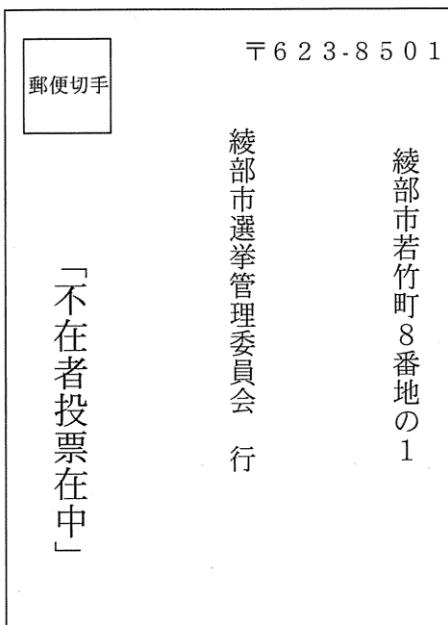
郵便等で送付する場合は、投票日間際に差し出されると間に合わない場合もありますので、できる限り早く差し出してください。特に郵便法等の改正により、令和3年10月以降普通扱いとする郵便物については、翌日配達が廃止されるとともに、土曜日配達も休止となる等取扱いが変更されていますので、選挙期日4日前までの早期差出しをお願いします。

### 【外封筒の裏面記載例】

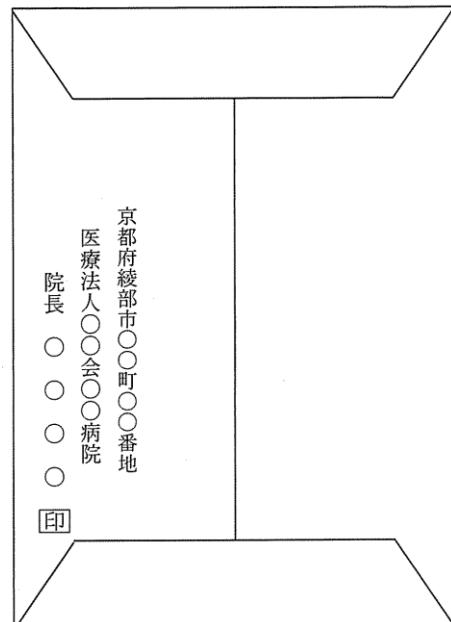


### 【送致用封筒の記載例】

封筒（表）



封筒（裏）



## 12 不在者投票の記録の作成

不在者投票を行った場合は、後日この投票について争訟が提訴され調査を受けることもありますので、不在者投票事務の実施のてん末を記録した書類を作成し、おおむね次の事項を記載してください。

- (1) 選挙の種類
- (2) 不在者投票年月日及び時間並びに場所
- (3) 不在者投票管理者及びその補助者の職・氏名
- (4) 立会人の住所・氏名
- (5) 投票した選挙人の氏名
- (6) 代理投票を行った場合は、代理投票をさせた選挙人及びその補助者（2人）の氏名
- (7) 代理投票の仮投票を行った場合は、その事由並びに仮投票をさせた選挙人及びその補助者（2人）の氏名
- (8) その他必要と認める事項

## 13 所要経費の請求

- (1) 不在者投票に要した経費の請求は、ア、イに係る経費を、「市長選挙」、「市議補欠選挙」それぞれ所定の「請求書」にその請求金額を記載し、綾部市選挙管理委員会あてに送付してください。なお、経費の請求は、令和8年2月12日（木）までにお願いします。

### ア 事務経費について

指定病院等で不在者投票を実施していただくための、投票用紙等の請求や投票した用紙の送付などに要する経費として、**不在者投票をした選挙人1人につき1,236円**をお支払いすることになっています。

#### イ 外部立会人経費について

綾部市選挙管理委員会が選定した外部立会人を、不在者投票に立ち会わせた場合は、不在者投票管理者から外部立会人への謝金（旅費を含む。以下同じ。）に要する経費の請求をすることができます。（ただし、綾部市選挙管理委員会の職員が立会人となる場合は経費が発生しません。）

謝金の額は、1日当たり12,400円が上限とされていますが、従事時間により以下の計算式に基づき、経費を請求してください。なお、1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げてください。また、1回当たりの従事時間が7時間を超えて8.5時間未満の場合は、8.5時間として計算してください。

$$\text{要した経費の額（円未満切り捨て）} = 12,400 \text{ 円} \times \text{事務従事時間} / 8.5$$

外部立会人に係る経費の請求は、「請求書」、「不在者投票経費内訳（外部立会人）」及び「外部立会人謝金領収書写し」を提出してください。

不在者投票を複数日に分けて行った場合や、午前と午後で外部立会人が異なる場合など、同一の指定病院等において複数の外部立会人を選任した場合は、外部立会人ごとに「不在者投票経費内訳（外部立会人）」を提出してください。

同一の外部立会人が、複数日に分けて立会いを行った場合は、「不在者投票経費内訳（外部立会人）」の「2 不在者投票の立会いの実績」及び「4 要した経費の額」において、各日の内訳も確認できるように記載してください。

#### (2) 提出書類

- ア 請求書（様式：25頁）
- イ 請求書（外部立会人）（様式：26頁）※該当する場合のみ
- ウ 不在者投票経費内訳（外部立会人）（様式：27頁）※該当する場合のみ
- エ 外部立会人謝金領収書写し ※該当する場合のみ

#### (3) 注意事項

- ア 原則として、口座振込による支払方法となります。
- イ 請求者名、請求者印等に誤りがありますと、お支払ができない場合がありますので、各記載例等を参考に請求してください。
- ウ 経費の請求期日（令和8年2月12日（木））を過ぎますと、お支払できない場合がありますので、ご注意ください。

#### (4) 記載要領

- ア 各提出書類は、いずれも黒のボールペンで記載してください。

イ 以下の表を参考に請求者名等を記載してください。

ウ 各提出書類には、全てにおいて同一の法人の代表者印や施設長印を使用してください。必要とする印の種類は以下の表をご確認ください。

なお、印は必ず朱肉を使うものを使用してください。ゴム製品等で、使用ごとにその印影が変異するおそれのあるような印、シャチハタ等スタンプインクは使用できません。

請求者	法人経営の施設				個人経営の施設
	法人代表者（理事長等）		病院長・施設長		
住所	法人住所		施設住所		施設住所
名称	法人名		法人名+施設名		施設名
職・氏名	理事長 ○○ ○○		施設長 △△ △△		施設長 □□ □□
投票場所	施設名		「同上」と記載		「同上」と記載
振込口座	法人名 法人代表者	施設名 ・施設長名	法人名 法人代表者	施設名 ・施設長名	施設長
委任欄	不要	要	不要	不要	不要
請求印	法人代表者印		施設長印		①又は②のいずれか ①施設長印 ②施設長私印

【事務経費の請求記載例】

※「市長選挙」、「市議補欠選挙」それぞれに作成してください。

請　　求　　書

金額	千	百	十	万	千	百	十	円
		¥	1	2	3	6	0	

令和8年1月25日執行の綾部〇〇〇〇選挙における不在者投票に要した経費を請求します。

(内訳) 1,236円× 10 人 = 12,360 円

令和8年〇月〇日 ← 請求日は投票日以降としてください。

綾部市長様

記載要領を参照してください。↓

請求者 住所 (病院等所在地) 京都府綾部市〇〇町〇〇番地

名 称 (病院等名) 〇〇法人〇〇会〇〇病院

職・氏名 (病院長等名) 院長 ○ ○ ○ ○

投票場所 同上

上記の金額を下記の口座にお振込みください。

口座開設場所	○ ○ 金庫 農業協同組合	銀行	本店
		○ ○	支店
預金種別	普通・当座		
口座番号	〇〇〇〇〇〇〇		
フリガナ	〇〇ホウジン〇〇カイ〇〇ビョウイン〇〇インチョウ〇〇〇〇		
口座名義	〇〇法人〇〇会〇〇病院 院長 ○ ○ ○ ○		

\*請求者と口座名義人が異なる場合は、下記の委任欄に記載してください。

委任欄	私は、令和8年1月25日執行の綾部〇〇〇〇選挙における不在者投票に要した経費の受領に関する一切の事項の権限を	
	口座名義人 〇〇法人〇〇会〇〇病院 院長 ○ ○ ○ ○ に委任します。	
令和8年〇月〇日 ↑上記の口座名義どおりに記載してください。		
住 所 (病院等所在地) 京都府綾部市〇〇町〇〇番地		
名 称 (病院等名) 〇〇法人〇〇会〇〇病院 <input checked="" type="checkbox"/>		
職・氏名 (病院長等名) 院長 ○ ○ ○ ○ <input checked="" type="checkbox"/>		
請求書の請求者印と同じものを押印してください。↑		

## 【外部立会人経費の請求記載例】

※「市長選挙」、「市議補欠選挙」それぞれに作成してください。

### 請求書

金額	十	万	千	百	十	円
¥	1	2	4	0	0	

ただし、令和8年1月25日執行の綾部〇〇〇〇選挙における不在者投票の外部立会人に係る経費。別紙「不在者投票経費内訳（外部立会人）」のとおり。

上記の金額を請求します。

令和8年〇月〇日 ← 請求日は投票日以降としてください。

綾部市長様

記載要領を参照してください。↓

請求者 住所 (病院等所在地) 京都府綾部市〇〇町〇〇番地

名称 (病院等名) 〇〇法人〇〇会〇〇病院

職・氏名 (病院長等名) 院長

投票場所 同上

上記の金額を下記の口座にお振込みください。

口座開設場所	銀行 ○ ○ 金庫 農業組合	本店 ○ ○	支店
預金種別	普通・当座		
口座番号	〇〇〇〇〇〇〇		
フリガナ	〇〇ホウジン〇〇カイ〇〇ビョウイン〇〇インチョウ〇〇〇〇		
口座名義	〇〇法人〇〇会〇〇病院 院長 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		

※請求者と口座名義人が異なる場合は、下記の委任欄に記載してください。

委任欄	私は、令和8年1月25日執行の綾部〇〇〇〇選挙における不在者投票の外部立会人に係る経費の受領に関する一切の事項の権限を <u>口座名義人 〇〇法人〇〇会〇〇病院 院長 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></u> に 委任します。 令和8年〇月〇日 ↑上記の口座名義どおりに記載してください。
	住 所 (病院等所在地) 京都府綾部市〇〇町〇〇番地 名 称 (病院等名) 〇〇法人〇〇会〇〇病院 <input checked="" type="checkbox"/> 職・氏名 (病院長等名) 院長 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 請求書の請求者印と同じものを押印してください。↑

【外部立会人経費内訳の記載例】

※「市長選挙」、「市議補欠選挙」それぞれに作成してください。

不在者投票経費内訳（外部立会人）

1 外部立会人の氏名・住所

氏名 ○○○○ ←同一の指定病院等において複数の外部立会人を選任した場合は、外部立会人ごとにこの様式を作成してください。

住所 ○○○○○○○

2 不在者投票の立会いの実績

立会日 令和8年○月○日

立会時間 午前・午後○時○分～午前・午後○時○分

立会場所 ○○病院内

3 不在者投票者総数

○○ 人

4 要した経費の額 ※（注）3～4

12,400 円

（注）1 請求の際には、謝金領収書を必ず添付してください。

（注）2 当該経費の請求は、綾部市選挙管理委員会が選定した外部立会人が、不在者投票に立ち会った場合のみできます。

（注）3 1回当たりの従事時間が7時間以下の場合は、以下の計算式に基づき経費を請求してください。また、1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げてください。

要した経費の額（円未満切り捨て） = 12,400円×事務従事時間／8.5

（注）4 1回当たりの従事時間が7時間を超えて8.5時間未満の場合は1日としてください。

綾部市選挙管理委員会

〒623-8501 綾部市若竹町8番地の1

TEL 0773-42-4229 (直通)

FAX 0773-42-4406